



## ふるさと納税

<http://www.furusato-tax.jp/about.html>

2015年4月1日より税制改正が行われました！大きく変更になった点は2点。

### 1) 控除額が2倍に！

住民税のおよそ1割程度だった還付、控除額が2割程度に拡大しました。

### 2) 確定申告が不要に！

年間に5自治体までの寄附であれば、寄附ごとに申請書を寄附自治体に郵送することで確定申告が不要となります。

[税制改正によるワンストップ特例制度についてこちらで解説！](#)

## ふるさと納税の流れ

確定申告をする場合の流れを3つのステップで紹介します。

### 【STEP 1】

#### 山中さんが寄付した場合

給与収入：600万円  
世帯：夫婦  
配偶者：主婦  
職業：サラリーマン



2015年1月1日～12月31日に5つの自治体に65,000円寄付



**[STEP 2]**

## 確定申告をする

税務署に行って確定申告をする



パソコンから入力後、印刷して郵送で確定申告することもできます



**[STEP 3]**

## 63,000円が還付・控除されます

2016年3月~4月にかけて



所得税控除額がNさんの銀行口座など確定申告時に指定した口座に振り込まれます。

**6,400円**



2016年5月頃



Nさんに年間の住民税通知が送られ、その通知から控除されます。

**56,700円**



※端数は四捨五入しているため、誤差があることをご了承ください。

## ふるさと納税の5つの特徴

---

### お礼の品がもらえる！

知っていますか？「ふるさと納税」をするとお礼の品や工芸品等、各地域のお礼の品がもらえるんです。

### 生まれ故郷でなくてOK！

ふるさと納税の寄附をする先は、生まれ故郷でなくていいんです。

### 税金が控除される！

例えば4万円寄附をしても、3万8千円の税金控除されることも！

(※)年収や家族構成により控除額は異なりますのでご注意ください。

### 使い道を指定できる！

税金の使い道はあなたが決める。日本で唯一の税金の使い道指定ができる制度です。

### 複数の自治体から選べる！

複数の自治体「ふるさと」に寄附を通じて支援できます。

## ふるさと納税に係る寄附金控除額 試算表

- ◆表中の寄附金額は、全額都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金として試算しています。
- ◆事例1～4は、あくまでも一例です。他の所得金額や扶養親族などの所得控除の状況により金額は異なります。
- ◆ご不明な点等ございましたら、税務課までお問合せください。

### ★事例1 《65歳未満の年金受給者》

収入状況			寄附金控除					(単位:円)
年金収入	所得金額	所得割 (住民税)	寄附金額	基本控除 (市6%、県4%)	特例控除	所得税 寄付控除	寄附金控除 合計額	自己負担
200万円	1,125,000	36,500	5,000	300	2,550	150	3,000	2,000
	1,125,000	36,500	6,000	400	3,400	200	4,000	2,000
	1,125,000	36,500	7,000	500	3,650	250	4,400	2,600
	1,125,000	36,500	50,000	4,800	3,650	2,400	10,850	39,150
	1,125,000	36,500	70,000	6,800	3,650	3,400	13,850	56,150

注) 夫婦のみの世帯で、配偶者控除及び社会保険料控除10万円のみとして試算しています。

### ★事例2 《65歳以上の年金受給者》

収入状況			寄附金控除					(単位:円)
年金収入	所得金額	所得割 (住民税)	寄附金額	基本控除 (市6%、県4%)	特例控除	所得税 寄付控除	寄附金控除 合計額	自己負担
300万円	1,800,000	94,000	5,000	300	2,550	150	3,000	2,000
	1,800,000	94,000	10,000	800	6,800	400	8,000	2,000
	1,800,000	94,000	15,000	1,300	9,400	650	11,350	3,650
	1,800,000	94,000	50,000	4,800	9,400	2,400	16,600	33,400
	1,800,000	94,000	70,000	6,800	9,400	3,400	19,600	50,400

注) 夫婦のみの世帯で、配偶者控除及び社会保険料控除20万円のみとして試算しています。

### ★事例3

収入状況			寄附金控除					(単位:円)
給与収入	所得金額	所得割 (住民税)	寄附金額	基本控除 (市6%、県4%)	特例控除	所得税 寄付控除	寄附金控除 合計額	自己負担
500万円	3,460,000	240,000	10,000	800	6,400	800	8,000	2,000
	3,460,000	240,000	30,000	2,800	22,400	2,800	28,000	2,000
	3,460,000	240,000	40,000	3,800	24,000	3,800	31,600	8,400
	3,460,000	240,000	50,000	4,800	24,000	4,800	33,600	16,400
	3,460,000	240,000	100,000	9,800	24,000	9,800	43,600	56,400

注) 夫婦のみの世帯で、所得控除額は配偶者控除及び社会保険料控除40万円のみとして試算しています。

### ★事例4

収入状況			寄附金控除					(単位:円)
給与収入	所得金額	所得割 (住民税)	寄附金額	基本控除 (市6%、県4%)	特例控除	所得税 寄付控除	寄附金控除 合計額	自己負担
5,000万円	45,800,000	4,454,000	50,000	4,800	24,000	19,200	48,000	2,000
	45,800,000	4,454,000	800,000	79,800	399,000	319,200	798,000	2,000
	45,800,000	4,454,000	900,000	89,800	445,400	359,200	894,400	5,600
	45,800,000	4,454,000	1,000,000	99,800	445,400	399,200	944,400	55,600
	45,800,000	4,454,000	2,000,000	199,800	445,400	799,200	1,444,400	555,600

注) 夫婦のみの世帯で、所得控除額は配偶者控除及び社会保険料控除60万円のみとして試算しています。